

第 3 編

武力攻撃事態等への対処

- 第 1 章 初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置
- 第 2 章 市対策本部の設置等
- 第 3 章 関係機関相互の連携
- 第 4 章 警報及び避難の指示等
- 第 5 章 救 援
- 第 6 章 安否情報の収集・提供
- 第 7 章 武力攻撃災害への対処
- 第 8 章 被災情報の収集及び報告
- 第 9 章 保健衛生の確保その他の措置
- 第10章 国民生活の安定に関する措置
- 第11章 特殊標章等の交付及び管理

第3編 武力攻撃事態等への対処

第1章 初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置

多数の死傷者が発生したり、建造物が破壊される等の具体的な被害が発生した場合には、当初、その被害の原因が明らかではないことも多いと考えられ、市は、武力攻撃事態等や緊急処理事態の認定が行われる前の段階においても、住民の生命、身体及び財産の保護のために、現場において初動的な被害への対処が必要となる。

また、他の市町村において武力攻撃が発生している場合や何らかの形で攻撃の兆候に関する情報が提供された場合においても、事案発生時に迅速に対応できるよう、即応体制を強化しておくことが必要となることも考えられる。

このため、かかる事態等において初動体制を確立し、関係機関からの情報等を迅速に集約・分析して、その被害の態様に応じた応急活動を行っていくことの重要性に鑑み、市の初動体制について、以下のとおり定める。

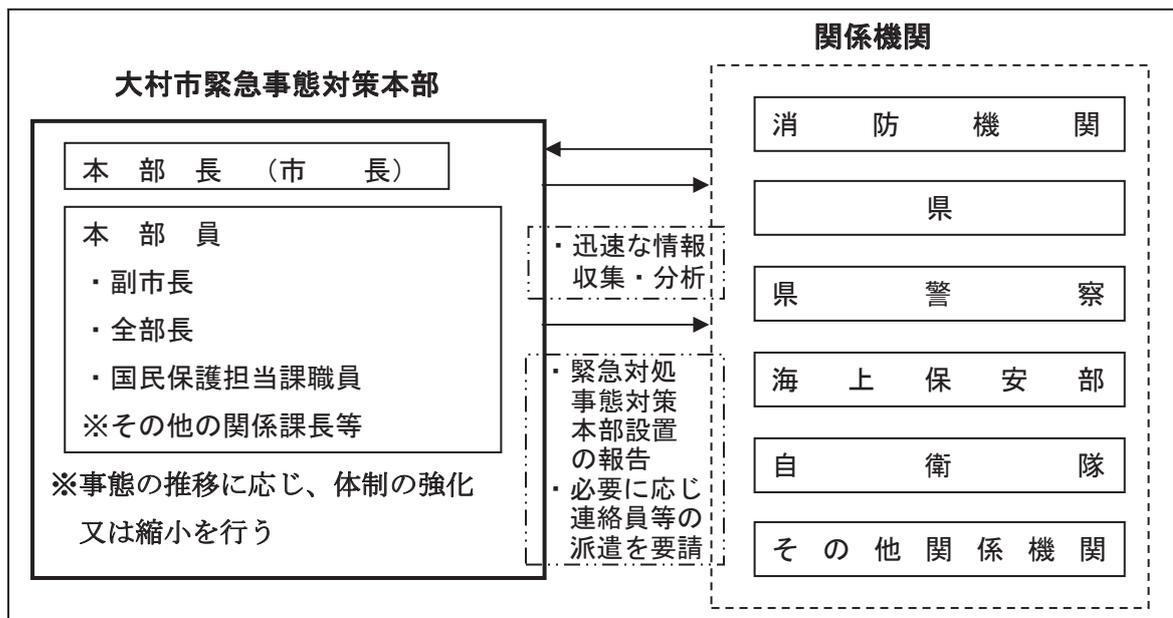
1 事態認定前における緊急処理事態対策本部等の設置及び初動措置

(1) 緊急処理事態対策本部等の設置

ア 市長は、現場からの情報により多数の人を殺傷する行為等の事案の発生を把握した場合は、速やかに、県及び県警察に連絡を行うとともに、市としての確かつ迅速に対処するため、「大村市緊急処理事態対策本部（以下、緊急処理事態対策本部という。）」を設置する。

緊急処理事態対策本部は、市対策本部員のうち、国民保護担当部課長及び職員など、事案発生時の対処に不可欠な少人数の要員により構成する。

※ 【緊急処理事態対策本部の構成等】 <イメージ>



※ 住民からの通報、県からの連絡その他の情報により、市職員が当該事案の発生を把握した場合は、直ちにその旨を市長及び部課長等に報告するものとする。

イ 緊急対処事態対策本部は、消防機関及び消防機関以外の関係機関を通じて当該事案に係る情報収集に努め、国、県、関係する指定公共機関、指定地方公共機関等の関係機関に対して迅速に情報提供を行うとともに、緊急対処事態対策本部を設置した旨について、県及び関係機関等に連絡、通知する。

この場合、緊急対処事態対策本部は、迅速な情報収集及び提供のため、現場における消防機関との通信を確保する。

(2) 初動措置の確保

市は、緊急対処事態対策本部において、各種の連絡調整に当たるとともに、現場の消防機関による消防法に基づく火災警戒区域又は消防警戒区域の設定あるいは救急・救助の活動状況を踏まえ、必要により災害対策基本法等に基づく避難の指示、警戒区域の設定、救急救助等の応急措置を行う。

また、市長は、国、県等から入手した情報を消防機関等へ提供するとともに、必要な指示を行う。

市は、警察官職務執行法に基づき、警察官が行う避難の指示、警戒区域の設定等が円滑になされるよう、緊密な連携を図る。

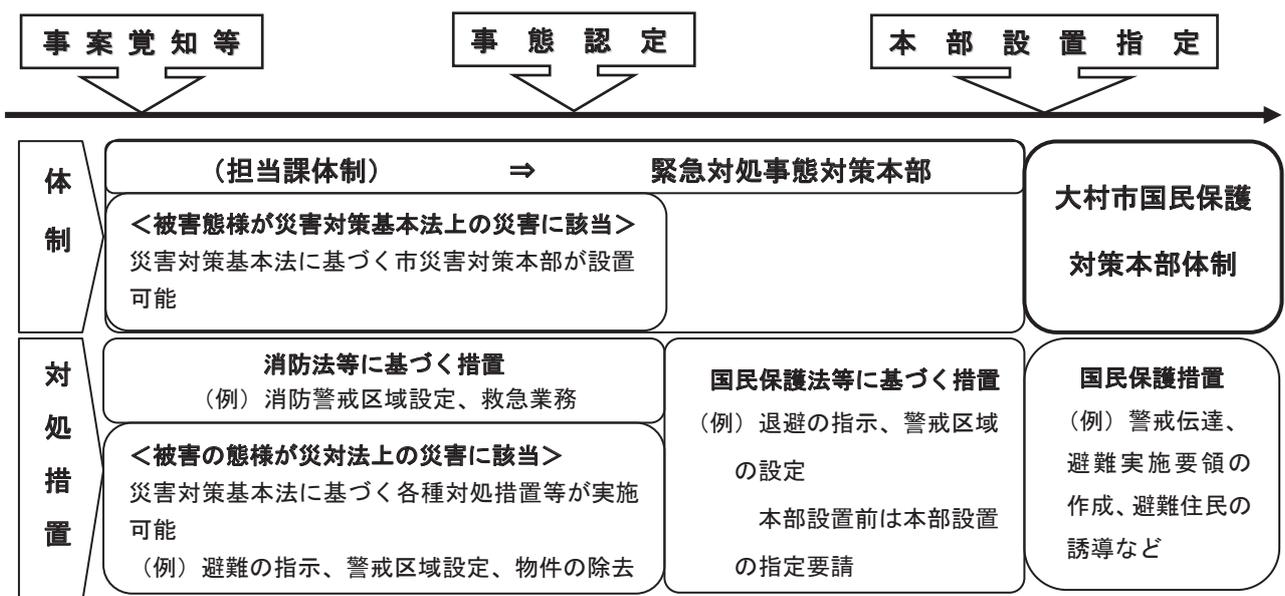
また、政府による事態認定がなされ、市に対し、市対策本部の設置の指定がない場合においては、市長は、必要に応じ国民保護法に基づき、退避の指示、警戒区域の設定、対策本部設置の要請などの措置等を行う。

(3) 関係機関への支援の要請

市長は、事案に伴い発生した災害への対処に関して、必要があると認めるときは、県や他の市町等に対し支援を要請する。

(4) 対策本部への移行に要する調整

緊急対処事態対策本部を設置した後に政府において事態認定が行われ、市に対し、市対策本部を設置すべき市の指定の通知があった場合については、直ちに市対策本部を設置して新たな体制に移行し、緊急対処事態対策本部は廃止する。



2 武力攻撃等の兆候に関する連絡があった場合の対応

市は、国から県を通じて、警戒態勢の強化等を求める通知や連絡があった場合や、武力攻撃事態等の認定が行われたが市に関して対策本部を設置すべき指定がなかった場合等において、市長が不測の事態に備えた即応態勢を強化すべきと判断した場合には、担当課体制を立ち上げ、更に状況に応じ緊急対処事態対策本部を開設する等、即応態勢の強化を図る。

このような場合、市長は、情報連絡体制の確認、職員の参集態勢の確認、関係機関との通信・連絡体制の確認、生活関連施設等の警戒状況の確認等を行い、市の区域において事案が発生した場合に迅速に対応できるよう全庁的な体制を構築する。

第2章 市対策本部の設置等

市対策本部を迅速に設置するため、設置する場合の手順や対策本部の組織、機能等について、以下のとおり定める。

1 市対策本部の設置

(1) 市対策本部の設置の手順

市対策本部を設置する場合については、次の手順により行う。

ア 市対策本部を設置すべき市の指定の通知

政府の事態認定により、内閣総理大臣から、総務大臣（消防庁）及び知事を通じて市対策本部を設置すべき市として指定通知を受ける。

イ 市長による市対策本部の設置

指定の通知を受けた市長は、直ちに市対策本部を設置する。この際、事前に緊急対処事態対策本部を設置していた場合は、市対策本部に切り替える。

ウ 市対策本部員及び市対策本部職員等の参集

市対策本部担当者は、市対策本部員、市対策本部職員等に対し、市対策本部に参集するよう連絡する。

エ 市対策本部の開設及び設置の連絡

市対策本部担当者は、市役所本館大会議室に市対策本部を開設するとともに、必要な各種通信システムの起動、資機材の配置等必要な準備を開始する。特に関係機関相互の電話、FAX、電子メール等の通信手段の状態を確認する。

市長は、市対策本部を設置したとき、県及び市議会に市対策本部を設置した旨を連絡する。

オ 交代要員等の確保

市は、防災に関する体制を活用しつつ、職員の配置、食料、燃料等の備蓄、自家発電設備及び仮眠室等の確保を行う。

カ 本部の代替機能の確保

市は、市対策本部が被災した場合等、市対策本部を市庁舎内に設置できない場合に備え、市対策本部の予備施設として中央公民館大会議室に準備する。

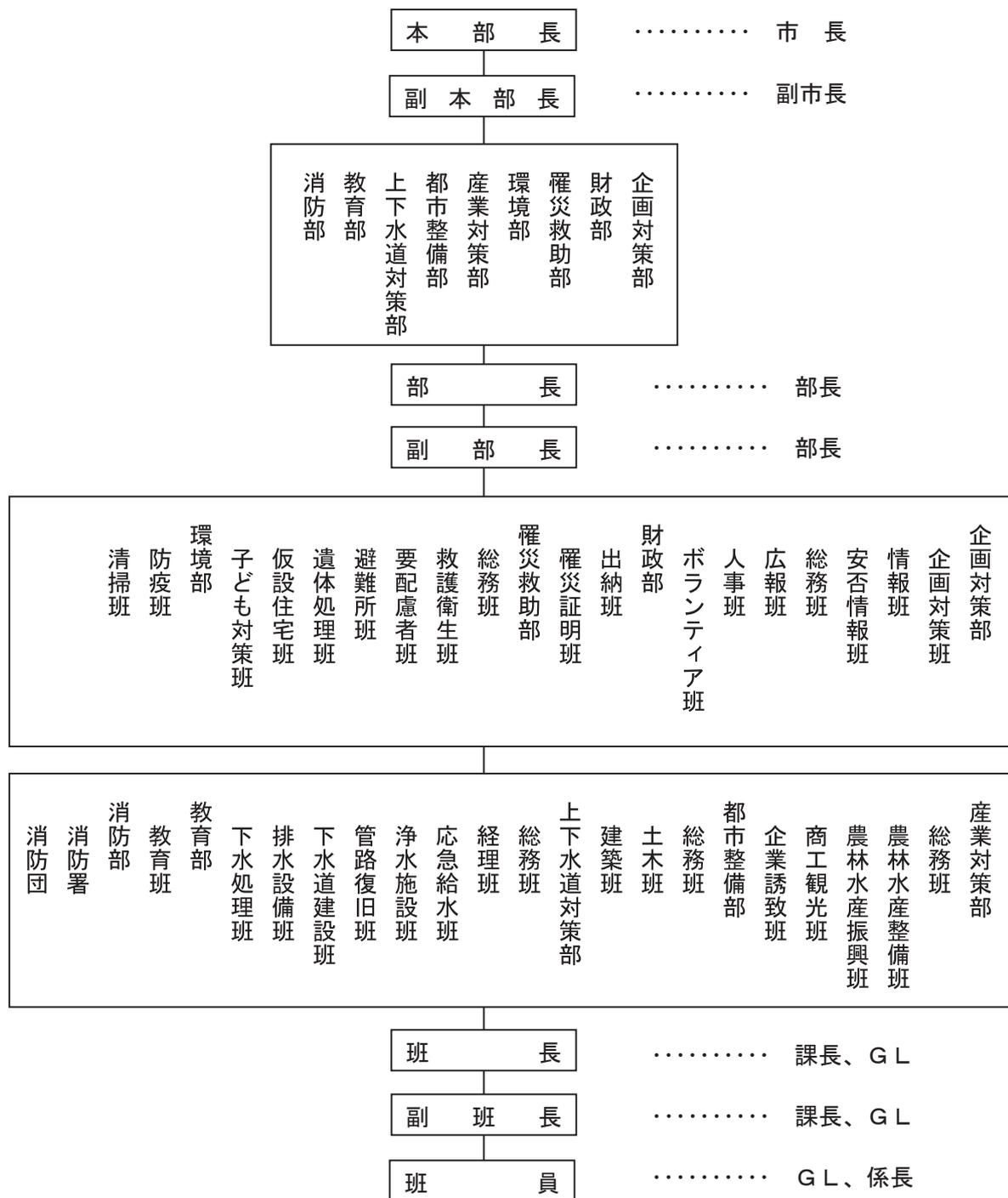
また、当該市の区域外への避難が必要で、市の区域内に市対策本部を設置することができない場合には、知事と市対策本部の設置場所について協議を行う。

(2) 市対策本部を設置すべき市の指定の要請等

市長は、市対策本部を設置すべき市の指定が行われていない場合において、市における国民保護措置を総合的に推進するために必要があると認める場合には、知事を経由して内閣総理大臣に対し、市対策本部を設置すべき市の指定を行うよう要請する。

(3) 市対策本部の組織構成

大村市国民保護対策本部組織図



大村市国民保護対策本部事務分掌

部	班	事 務 分 掌	担 当 課
企画対策部 部長： 総務部長 副部長 企画政策部 長	企画対策班 班長： 安全対策課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 国民保護法、長崎県国民保護計画を踏まえた、大村市の国民保護計画及び措置の総括に関する事 2 市国民保護対策本部に関する事 3 市の総合的被災復旧等対策の確立に関する事 4 部外諸機関との連絡・調整に関する事 5 県に対する自衛隊への出動要請依頼に関する事 6 国、県及び他市町に対する各種要請等に関する事 7 市民に対する避難情報、勧告、指示に関する事 8 市の被害状況報告に関する事 	危機管理課 安全対策課 企画政策課 地方創生課 用地管財課
	情報班 班長： 地域げんき課 長	<ol style="list-style-type: none"> 1 管内を含む被災状況及び情報の収集・伝達に関する事 2 関係機関の活動状況の掌握に関する事 3 気象情報の収集及び通報に関する事 	地域げんき課 (出張所含む) 広報戦略課
	安否情報班 班長：市民課長	被災者・避難者等の安否情報に関する事	市民課（一部）
	総務班 班長： 総務課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 本部長及び副部長の被災地域の視察に関する事 2 被災者見舞い及び視察者の応対に関する事 3 被災証明書発行に関する事 4 職員、関係機関連絡員の仮眠場所に関する事 	総務課 秘書課
	広報班 班長： 広報戦略課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 報道機関に対する情報の発表及び連絡に関する事 2 事態対応及び被災情報の広報に関する事 3 被災等写真の撮影収集、記録撮影に関する事 	広報戦略課（広報） 選管事務局
	人事班 班長： 人事課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 対策本部運営等人員の配置並びに調整に関する事 2 労務者の雇用に関する事 3 人事給与（労務者含む）に関する事 4 職員の安否確認に関する事 5 他自治体からの応援職員を受入れ及び配置の調整に関する事 	人事課 地域げんき課 (スポーツ振興室)
	ボランティア班 班長：男女いきいき推進課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 ボランティアセンター開設に関する事 2 ボランティアの受入・配置に関する事 	男女いきいき推進課
財政部 部長： 財政部長	財務班 班長： 財政課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 事態対応及び災害復旧等に係る予算措置に関する事 2 応急復旧資金に関する事 3 事態対応及び対策用の応急物資の調達に関する事 4 車両の集中管理及び配車に関する事 	財政課 契約課
	出納班 班長： 会計管理者	<ol style="list-style-type: none"> 1 義援金の保管に関する事 2 事態対応等に関する諸支出に関する事 	会計課

部	班	事務分掌	担当課
財政部 部長： 財政部長	罹災証明班 班長：税務課長	1 家屋の罹災調査に関する事 2 罹災証明書の発行に関する事	税務課 収納課
罹災救助部 部長： 福祉保健部長 副部長： こども未来 部長	総務班 班長： 福祉総務課長	1 災害救助法及び国民保護法等の適用に関する事 2 関係物資・機材の調達・保管・輸送に関する事 3 義援金・救援物資の受付・配分に関する事 4 医療施設、福祉施設、介護施設等の被害状況の確認に関する事 5 災害弔慰金、災害援護資金に関する事	福祉総務課
	救護衛生班 班長： 国保けんこう 課長	1 医師会、日赤等関係機関との連絡・調整に関する事 2 仮設救護所の開設・運営に関する事 3 傷病者の搬送に関する事 4 避難住民の健康対策に関する事	国保けんこう課
	要配慮者班 班長： 障がい福祉課 長	1 事態発生に伴う要配慮者の安否確認に関する事 2 事態発生に伴う要配慮者の避難支援に関する事	障がい福祉課
	避難所班 班長： 長寿介護課長	1 指定避難所、福祉介護避難所の開設・運営に関する事 2 在宅被災者等への生活必需品の配分に関する事 3 各地域の被害状況の収集・報告に関する事	長寿介護課 市民課（一部） 出張所
	遺体処理班 班長： 保護課長	1 遺体安置所の開設・運営に関する事 2 遺体の搬送に関する事 3 遺族等へのグリーフケアに関する事	保護課
	仮設住宅班 班長：監査委員 会事務局長	1 仮設住宅の運営に関する事 2 応急仮設住宅サポート拠点の開設・運営に関する事	監査委員会事務局
	こども対策班 班長： こども政策課長	1 児童福祉施設及び幼稚園の被害状況等の把握に関する事 2 応急保育対策に関する事 3 被災により保護が必要となった児童の実態把握及び対策に関する事	こども政策課 こども家庭課
環境部 部長： 市民環境部長	防疫班 班長： 環境保全課長	1 防疫に関する事。 2 薬品及び衛生材料の調整に関する事。 3 埋葬・火葬に関する事	環境保全課 市民課（主力） 競艇企業局
	清掃班 班長： 環境センター長	1 ゴミの収集、焼却作業に関する事 2 し尿等の処理作業に関する事 3 漂流物、汚染物等への対応、処理に関する事	環境センター 競艇企業局

部	班	事務分掌	担当課
産業対策部 部長： 産業振興部長	総務班 班長：商工振興課長	1 産業振興部全般の被害状況収集及び対策に関すること 2 罹災農林水産業者、商工業者の災害金融に関すること	農林水産振興課 商工振興課 観光振興課 企業誘致課 農業委員会
	農林水産整備班 班長： 農林水産整備課長	1 農地及び農業用施設の被災調査及び対策に関すること 2 溜池の保全に関すること 3 林野関係の被害復旧に関すること 4 林道の被害復旧に関すること 5 漁港の被害復旧に関すること	農林水産整備課
	農林水産振興班 班長： 農林水産振興課長	1 応急用農作物の種苗の補給に関すること 2 農作物の被害対策に関すること 3 家畜の被害対策に関すること	農業水産振興課
	商工観光班 班長： 観光振興課長	1 商工業者並びに観光施設の被害状況に関すること 2 応急復旧資材確保斡旋に関すること	商工振興課 観光振興課
	企業立地班 班長： 企業誘致課長	1 誘致企業及び工業団地の被害状況収集に関すること 2 応急復旧資材確保斡旋に関すること	企業誘致課
都市整備部 部長： 都市整備部長	総務班 班長： 道路課総務 GL	1 都市整備部全般の被害状況収集に関すること 2 土木復旧事業の総括に関すること	都市計画課 道路課 河川公園課 建築課
	土木班 班長： 河川公園課長	1 道路橋梁の被害復旧に関すること 2 被災時における道路橋梁の使用に関すること 3 港湾の被災復旧に関すること 4 被災した河川堤防、溝きよ、水路及び樋門等の復旧・補強に関すること	
	建築班 班長： 建築課長	1 建築物の二次災害防止に関すること 2 応急仮設住宅の設置及び資材の調達に関すること 3 被災者の復興住宅の建築に関すること 4 市有建物の応急対策に関すること 5 建物等の被害報告に関すること	

部	班	事務分掌	担当課
上下水道対策部 部長： 上下水道事業 管理者 副部長： 次長	総務班 班長： 業務課長	1 事態発生に伴う情報収集並びに市対策本部との連絡に関する こと 2 事態発生に伴う広報に関する こと 3 事態発生に伴う相談窓口に関する こと	業務課
	経理班 班長： 業務課長	復旧資材の調達に関する こと	業務課
	応急給水班 班長： 水道工務課長	避難場所への応急給水の運搬に関する こと	水道工務課
	浄水施設班 班長： 浄水課長	1 上水道の浄水施設及び各水源の復旧に関する こと 2 簡易水道の浄水施設、各配水池及び各水源の復旧に関する こと 3 工業用水道の施設、各配水池及び各水源の復旧に関する こと	浄水課
	管路復旧班 班長： 水道工務課長	1 上水道の浄水施設及び各水源の復旧に関する こと 2 簡易水道の浄水施設、各排水池及び各水源の復旧に関する こと 3 工業用水道の施設、各排水池及び各水源の復旧に関する こと	水道工務課
	下水道建設班 班長： 下水道工務課長	1 下水道区域内及び農業集落排水区域内の下水排除対策に関する こと 2 下水道施設の復旧に関する こと 3 農業集落排水施設の復旧に関する こと	下水道工務課
	排水設備班 班長： 下水道工務課長	下水道区域内及び農業集落排水区域内の下水（排水設備） 排除対策に関する こと。	下水道工務課
	下水処理班 班長： 下水道施設課長	1 終末処理場及びポンプ場における流入下水の処理対策に関する こと 2 農業集落排水汚水処理施設における流入下水の処理対策に関する こと	下水道施設課
教育部 部長： 教育長 副部長： 教育次長	教育班 班長： 教育総務課長	1 児童生徒及び教職員の被災状況の掌握に関する こと 2 学校施設・教育文化施設の被害状況収集及び対策本部との連絡調整に関する こと 3 応急教育対策及び学童及び授業の措置に関する こと 4 教科書及び学用品の調達・確保に関する こと 5 文化財の被害情報の収集及び対策に関する こと	教育総務課 学校教育課 社会教育課 文化振興課

部	班	事務分掌	担当課
消防部 部長： 消防署長	消防署の計画	1 消防職員の非常招集及び非常配置に関すること 2 事態発生に伴う被害への警戒及び予防に関すること 3 避難誘導及び罹災者の救助、救援に関すること 4 行方不明者及び遺体の捜索に関すること 5 被災地の障害物除去に関すること 6 消防団との連携に関すること	消防署
	消防団	1 事態発生に伴う被害への警戒及び予防に関すること 2 消防、その他の応急処置に関すること 3 避難誘導及び被災者の救助・救援に関すること 4 行方不明者及び遺体の捜索に関すること 5 被災地の障害物除去に関すること	消防団

(4) 市対策本部における広報等

市は、武力攻撃事態等において、情報の錯綜等による混乱を防ぐため、住民に適時適切な情報提供や行政相談を行うため、市対策本部における広報体制を整備する。

ア 広報責任者の設置

武力攻撃事態等において住民に正確かつ積極的に情報提供を行うため、広報を一元的に行う広報責任者（広報班長）を設置する。

イ 広報手段

市防災行政無線（屋外拡声子局、防災ラジオ）、ホームページ、防災メール、公共のテレビ・ラジオ放送、記者会見、問い合わせ窓口の開設等のほか様々な広報手段を活用して、住民等に迅速に提供できる体制を整備する。

ウ 留意事項

- (ア) 広報の内容は、事実に基づく正確な情報であることとし、また、広報時機を逸することのないよう迅速に対応すること。
- (イ) 市対策本部において重要な方針を決定した場合など広報する情報の重要性等に応じて、市長自ら記者会見を行うこと。
- (ウ) 県と連携した広報体制を構築すること。

(5) 市対策本部等の体制

市の地理及び地域の特性、対策本部機能の分散による機能低下防止の観点から、市単独での現地対策本部及び現地調整所は、原則として設置しない。

このため、国民保護措置の的確かつ迅速な実施、被害の軽減及び安全確保のための国・県の対策本部、関係機関（県警察、消防機関、海上保安部、自衛隊、医療機関等）との詳細な調整等は、市対策本部において統合一元的に実施する。

この際、主要道路の損壊、通信途絶等により、孤立した地域が発生した場合には、速やかに防災行政無線移動系を携行した担当職員を派遣し、現地情報、特に緊急を要する被災情報等の収集、現地の自主防災組織、関係機関等の活動状況及び意見等を確認させ、市対策本部において市の国民保護措置の総合調整及び措置内容の決定を行う。

(6) 市対策本部長の権限

市対策本部長は、その区域における国民保護措置を総合的に推進するため、各種の国民保護措置の実施に当たっては、次に掲げる権限を適切に行使して、国民保護措置の的確かつ迅速な実施を図る。

ア 市の区域内の国民保護措置に関する総合調整

市対策本部長は、市の区域に係る国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、当該市が実施する国民保護措置に関する総合調整を行う。

イ 県対策本部長に対する総合調整の要請

市対策本部長は、県対策本部長に対して、県並びに指定公共機関及び指定地方公共機関が実施する国民保護措置に関しての総合調整や国並びに指定行政機関及び指定公共機関が実施する国民保護措置に関する総合調整を行うよう要請をする。

この場合において、市対策本部長は、総合調整を要請する理由、総合調整に係る機関等、要請の趣旨を明らかにする。

ウ 情報提供の依頼

市対策本部長は、県対策本部長に対し、市の区域に係る国民保護措置の実施に関し総合調整を行うため必要があると認めるときは、必要な情報の提供を依頼する。

エ 国民保護措置に係る実施状況の報告又は資料の要求

市対策本部長は、総合調整を行うに際して、当該総合調整の関係機関に対し、市の区域に係る国民保護措置の実施の状況について報告又は資料の提出を要求する。

オ 市教育委員会に対する措置の実施の要請

市対策本部長は、市教育委員会に対し、市の区域に係る国民保護措置を実施するため必要な限度において、必要な措置を講ずるよう要請する。

この場合において、市対策本部長は、措置の実施を要請する理由、要請する措置の内容等、当該要請の趣旨を明らかにして行う。

(7) 市対策本部の解散

市長は、内閣総理大臣から、総務大臣（消防庁）及び知事を経由して市対策本部を設置すべき市の指定の解除の通知を受けたときは、遅滞なく市対策本部を解散する。

2 通信の確保

(1) 情報通信手段の確保

市は、携帯電話、若しくはインターネット、LGWAN（総合行政ネットワーク）、防災行政無線（移動系）、地域防災無線等の固定系通信回線の利用、又は臨時回線の設定等により、市対策本部と関係機関、要避難地域、避難先地域等との間で国民保護措置の実施に必要な情報通信手段を確保する。

(2) 情報通信手段の機能確認

市は、必要に応じ、情報通信手段の機能確認を行うとともに、支障が生じた情報通信施設の応急復旧作業を行うこととし、そのための要員を直ちに現場に

配置する。また、直ちに県及び九州総合通信局にその状況を連絡する。

(3) 通信輻輳により生じる混信等の対策

市は、武力攻撃事態等における通信輻輳により生ずる混信等の対策のため、必要に応じ、通信運用の指揮要員等を避難先地域等に配置し、運用する無線局等の通信統制等を行うなど通信を確保するための措置を講ずるよう努める。

第3章 関係機関相互の連携

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、国、県、他の市町村、指定公共機関及び指定地方公共機関、その他関係機関と相互に密接に連携することとし、それぞれの関係機関と市の間で必要な事項について、以下のとおり定める。

1 国・県の対策本部との連携

(1) 国・県の対策本部との連携

市は、県の対策本部及び、県を通じ国の対策本部と各種の調整や情報共有を行うこと等により密接な連携を図る。

(2) 国・県の現地対策本部との連携

市は、国・県の現地対策本部が設置された場合は、連絡員を派遣する等により、当該本部と緊密な連携を図る。また、運営が効率的であると判断される場合には、必要に応じて国・県と調整の上、共同で現地対策本部を設置し、適宜情報交換等を行うとともに、共同で現地対策本部の運用を行う。

また、国の現地対策本部長が武力攻撃事態等合同対策協議会を開催する場合には、当該協議会へ参加し、国民保護措置に関する情報の交換や相互協力に努める。

2 知事、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長等への措置要請等

(1) 知事等への措置要請

市は、当該市の区域における国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、知事、その他県の執行機関（以下「知事等」という。）に対し、その所掌事務に係る国民保護措置の実施に関し必要な要請を行う。

この場合において、市は、要請する理由、活動内容等をできる限り具体的に明らかにして行う。

(2) 知事に対する指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長への措置要請

市は、当該市の区域における国民保護措置の求めを的確かつ迅速に実施するため、特に必要があると認めるときは、知事等に対し、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長への要請を行うよう求める。

(3) 指定公共機関、指定地方公共機関への措置要請

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、関係する指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、その業務に係る国民保護措置の実施に関して、県と協議し、必要な要請を行う。

この場合において、市は、当該機関の業務内容に照らし、要請する理由や活動内容等をできる限り明らかにする。

3 自衛隊の部隊等の派遣要請の求め等

(1) 市長は、国民保護措置を円滑に実施するため、必要があると認めるときは、知事に対し、自衛隊の部隊等の派遣の要請を行うよう求める（国民保護等派遣）。

通信途絶等により、知事に対する大村市に係る地域への自衛隊の部隊等派遣要請を行うことが出来ない場合は、速やかな通信復旧に努めるとともに、防衛大臣に連絡する。

- (2) 市長は、当該地域に国民保護等派遣を命ぜられた部隊のほか、防衛出動及び治安出動（内閣総理大臣の命令に基づく出動（自衛隊法第78条）及び知事の要請に基づく出動（自衛隊法第81条））により出動した部隊とも、市対策本部等において緊密な意思疎通を図る。

4 他の市町村長等に対する応援の要求、事務の委託

- (1) 他の市町等への応援の要求
- ア 市長は、必要があると認めるときは、応援を求める理由、活動内容等を具体的に明らかにしたうえで、他の市町等に対して応援を求める。
- イ 応援を求める市町との間であらかじめ相互応援協定等が締結されている場合には、その相互応援協定等に基づき応援を求める。
- (2) 県への応援の要求
- 市長は、必要があると認めるときは、知事等に対し応援を求める。この場合、応援を求める理由、活動内容等を具体的に明らかにする。
- (3) 事務の一部の委託
- ア 市が国民保護措置の実施のため、事務の全部又は一部を他の地方公共団体に委託するときは、平素からの調整内容を踏まえ、以下の事項を明らかにして委託を行う。
- ・委託事務の範囲並びに委託事務の管理及び執行の方法
 - ・委託事務に要する経費の支弁の方法その他必要な事項
- イ 他の地方公共団体に対する事務の委託を行った場合、市は、上記事項を公示するとともに、県に届け出る。また、事務の委託又は委託に係る事務の変更、若しくは事務の廃止を行った場合は、市長はその内容を速やかに議会に報告する。

5 指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請

- (1) 市は、国民保護措置の実施のため必要があるときは、指定行政機関の長、若しくは指定地方行政機関の長又は特定指定公共機関（指定公共機関である特定独立行政法人をいう。）に対し、当該機関の職員の派遣の要請を行う。
- また、必要があるときは、地方自治法の規定に基づき、他の地方公共団体に対し、当該地方公共団体の職員の派遣を求める。
- (2) 市は、(1)の要請を行うときは、県を経由して行う。ただし、人命の救助等のために緊急を要する場合は、直接要請を行う。
- また、当該要請等を行っても必要な職員の派遣が行われない場合などにおいて、国民保護措置の実施のため、必要があるときは、県を経由して総務大臣に対し、(1)の職員の派遣について、あつせんを求める。

6 市の行う応援等

- (1) 他の市町に対して行う応援等
- ア 市は、他の市町村から応援の求めがあった場合には、求められた応援を実施することができない場合や、他の機関が実施する国民保護措置と競合する

場合など、正当な理由のある場合を除き、必要な応援を行う。

イ 他の市町村から国民保護措置に係る事務の委託を受けた場合、市長は、所定の事項を議会に報告するとともに、市は公示を行い、県に届け出る。

(2) 指定公共機関又は指定地方公共機関に対して行う応援等

市は、指定公共機関又は指定地方公共機関の行う国民保護措置の実施について労務、施設、設備又は物資の確保についての応援を求められた場合には、求められた応援を実施することができない場合や、他の機関が実施する国民保護措置と競合する場合など、正当な理由のある場合を除き、必要な応援を行う。

7 自主防災組織、NPO（民間非営利組織）・ボランティア団体等に対する支援等

(1) 武力攻撃事態等における活動団体への配慮

市は、活動団体等の安全を十分に確保する必要があることから、武力攻撃事態等の状況を踏まえ、その活動の可否を判断する。

市は、安全の確保が十分であると判断した場合には、県と連携して、被災地又は避難先地域におけるニーズや自主防災組織及びボランティア団体等の活動状況を把握し、活動団体への的確な情報提供や必要な支援等により、その能力の最大限の発揮に寄与する。

(2) 自主防災組織及びボランティア団体等に対する支援

市は、自主防災組織による警報の内容の伝達、自主防災組織や町内会長等の地域のリーダーとなる住民による避難住民の誘導等の実施に関する協力について、その安全を十分に確保し、適切な情報の提供や活動に対する資材の提供等により、自主防災組織に対する必要な支援を行う。

NPO（民間非営利組織）・ボランティア団体等への支援については、その活動団体及び県と連携し、活動地域の安全と生活環境等のほか、臨時に設置されるボランティア・センター等における登録・派遣調整等の受入体制の確保により、その技能等の効果的な活動を図る。

8 住民への協力要請

市は、国民保護法の規定により、次に掲げる措置を行うために必要があると認める場合には、住民に対し、必要な協力援助を要請する。

この場合において、要請を受けて協力する者の安全の確保に十分に配慮する。

(1) 避難住民の誘導

(2) 避難住民等の救援

(3) 消火、負傷者の搬送、被災者の救助その他の武力攻撃災害への対処に関する措置

(4) 保健衛生の確保

9 民間等からの救援物資の受入れ

市は、県や関係機関等と連携し、国民、企業等が提供及び支援する救援物資について、受入れを希望するものを把握し、また、救援物資の受入れ、仕分け、避難所への配送等の体制の整備等を図る。

第4章 警報及び避難の指示等

第1節 警報の伝達等

市は、武力攻撃事態等において、住民の生命、身体及び財産を保護するため、警報の内容の迅速かつ的確な伝達及び通知が極めて重要となることから、必要な事項について、以下のとおり定める。

1 警報の内容の伝達等

(1) 警報の内容の伝達

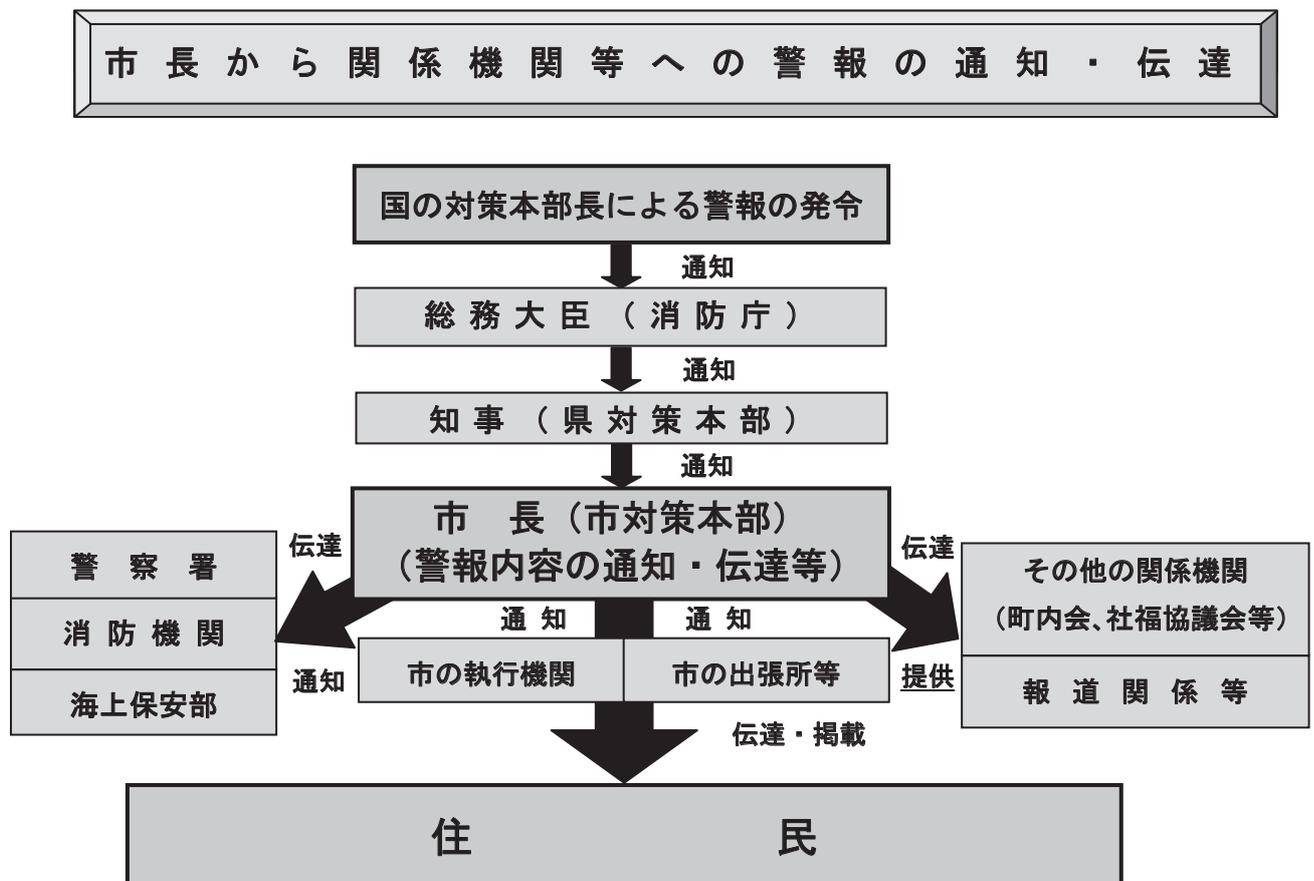
市は、県から警報の内容の通知を受けた場合には、あらかじめ定められた伝達方法（伝達先、手段、伝達順位）により、速やかに住民及び関係のある公私の団体（消防団、町内会、社会福祉協議会など）に警報の内容を伝達する。

(2) 警報の内容の通知

ア 市は、当該市の他の執行機関及びその他の関係機関（教育委員会、保育園など）に対し、警報の内容を通知する。

イ 市は、警報が発令されたら速やかに報道発表を行うとともに、市のホームページに警報の内容を掲載する。

※ 市長から関係機関等への警報の通知・伝達の仕組みを図示すれば、下記のとおり。



2 警報の内容の伝達方法

- (1) 警報の内容は、緊急情報ネットワークシステム（Em-net）、全国瞬時警報システム（J-ALERT）等を活用し、地方公共団体に伝達される。市長は全国瞬時警報システム（J-ALERT）と自動連動している防災行政無線の屋外拡声器や防災ラジオ、登録制メール、ケーブルTV等により瞬時に情報を伝達する。全国瞬時警報システム（J-ALERT）によって情報が伝達されなかった場合においては、緊急情報ネットワークシステム（Em-net）によって伝達された情報を、手動にて防災行政無線を活用し周知を図る。

ア 「武力攻撃が迫り又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に市が含まれる場合においては、防災行政無線の屋外拡声子局のサイレン吹鳴及び防災ラジオ等あらゆる伝達手段により、住民に武力攻撃事態等が発生し、警報が発令された事実、今後の住民がとるべき対応等について伝達・周知する。

イ 「武力攻撃が迫り又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に市が含まれない場合においては、原則としてサイレン吹鳴は実施せず、防災行政無線による音声放送及び市の防災メール、ホームページ、公共のテレビ、ラジオにより、事実の伝達・周知を図る。

ウ 住民周知の手段として、消防団や自主防災組織の長による伝達、町内会等への協力依頼なども活用する。特に早期の周知が必要と認める地域、町内等には、市防災行政無線により、重点的に周知する。

- (2) 市長は、消防機関との連携及び自主防災組織等の自発的な協力を得ることなどにより、当該区域の全世帯等に警報内容等の伝達ができるように体制を整備する。

この際、消防機関は保有する車両・装備を有効に活用し、巡回等による伝達を行うとともに、消防団は、平素からの地域との密着なつながりを活かし、自主防災組織、町内会や避難行動要支援者への個別の伝達を行うなど、それぞれの特性を活かした効率的な伝達が行われるように配慮する。

また、市は、警察交番、駐在所、パトカー等の勤務員による拡声機や標示を活用した警報の内容の伝達が的確かつ迅速に行われるよう、警察と緊密な連携を図る。

- (3) 警報の内容伝達においては、特に、高齢者、障がい者、外国人等の要配慮者に対する伝達に配慮するものとし、具体的には、関係部局との連携の下で避難行動要支援者名簿を活用するなど、避難行動要支援者に迅速に正しい情報が伝達され、避難などに備えられるような体制の整備に努める。
- (4) 警報の解除の伝達については、武力攻撃予測事態及び武力攻撃事態の双方において、防災行政無線のサイレンは使用せず、音声放送及び市の防災メール、その他の伝達手段をもって行うものとする。（その他は警報の発令の場合と同様とする）

3 緊急通報の伝達及び通知

緊急通報の住民や関係機関等への伝達・通知方法については、原則として警報の伝達・通知方法と同様とする。

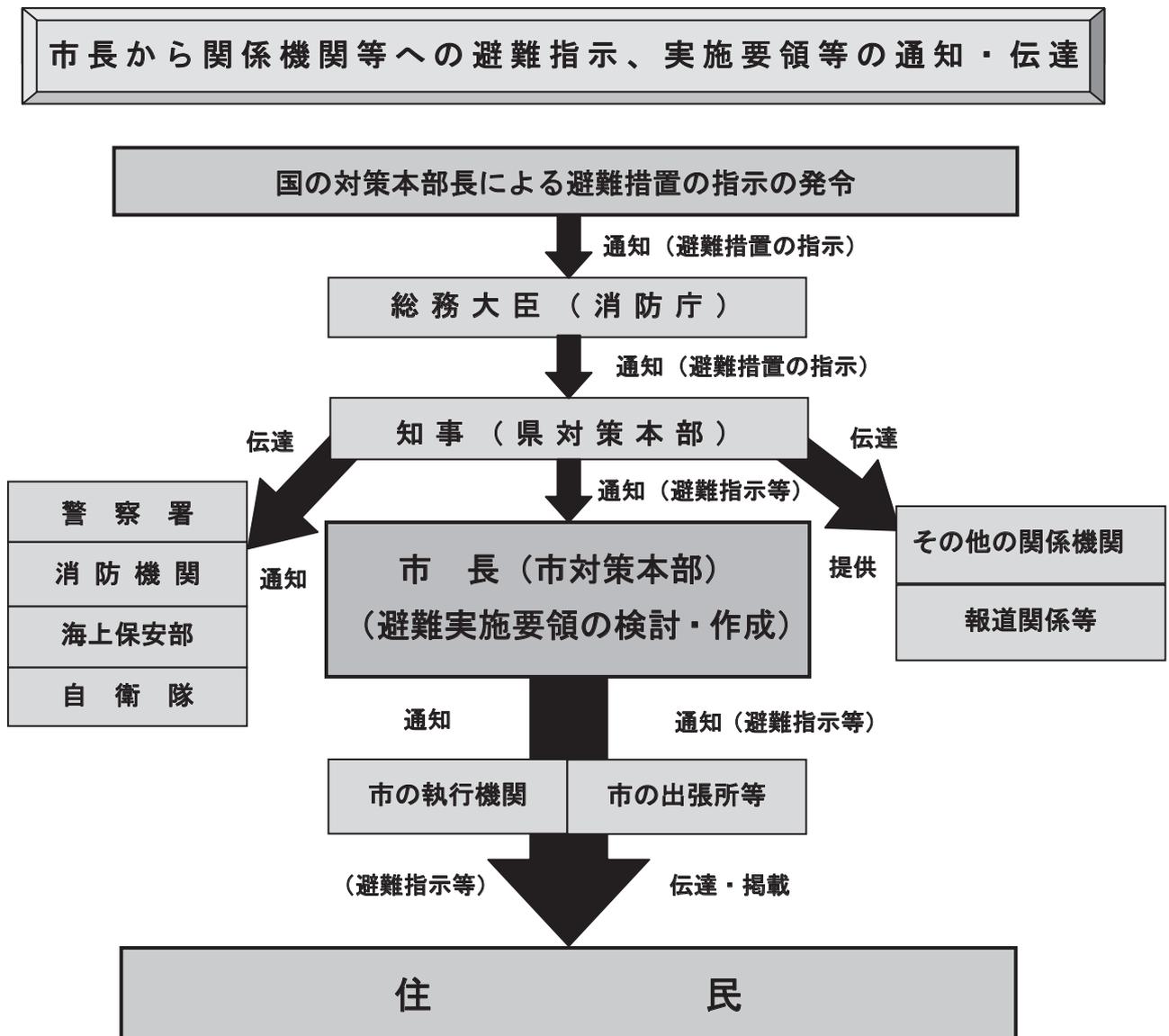
第2節 避難住民の誘導等

市は、県の避難の指示に基づいて、避難実施要領を作成し、避難住民の誘導を行うこととなる。市が住民の生命、身体及び財産を守るための責務の中でも非常に重要なプロセス及び避難住民の誘導について、以下のとおり定める。

1 避難の指示の通知・伝達

- (1) 市長は、知事が迅速かつ的確に避難の指示を行えるよう事態の状況を踏まえ、被災情報や現場における事態に関する情報、避難住民数、避難誘導の能力等の状況について、収集した情報を迅速に県に提供する。
- (2) 市長は、知事による避難の指示が行われた場合には、警報の内容の伝達に準じて、その内容を、住民に対して迅速に伝達する。

※ 避難の指示等の流れについては下図のとおり。



2 避難実施要領の策定

(1) 避難実施要領の策定

市長は、避難指示の通知を受けた場合は、直ちに、あらかじめ策定した避難実施要領のパターンを参考にしつつ、避難指示の内容に応じた避難実施要領の案を作成するとともに、当該案について、各執行機関、消防機関、県、警察、海上保安部、自衛隊等の関係機関の意見を聴いた上で、迅速に避難実施要領を策定する。その際、避難実施要領の通知・伝達が避難の指示の通知後、速やかに行えるようその迅速な作成に留意する。

避難指示の内容が修正された場合又は事態の状況が変化した場合には、直ちに、避難実施要領の内容を修正する。

※ 【避難実施要領に定める事項（法第61条第2項）】

- ・ 避難の経路、避難の手段、その他避難の方法に関する事項
- ・ 避難住民の誘導の実施方法、避難住民の誘導に係る関係職員の配置、その他避難住民の誘導に関する事項
- ・ その他避難の実施に関し必要な事項

※ 【避難実施要領の策定の留意点について】

避難実施要領は、避難誘導に際して、活動に当たる様々な関係機関が共通の認識のもとで避難を円滑に行えるようにするために策定するものであり、県計画に記載される市の計画作成の基準の内容に沿った記載を行うことが基本である。ただし、緊急の場合には、時間的な余裕がないことから、事態の状況等を踏まえて、法定事項を簡条書きにするなど、避難実施要領を簡潔な内容のものとすることもありうる。

(2) 避難実施要領の策定における考慮事項

避難実施要領の策定に際しては、以下の点に考慮する。

- ア 避難の指示の内容の確認（地域毎の避難の時期、優先度、避難の形態）
- イ 事態の状況の把握（警報の内容や被災情報の分析）
（特に避難の指示以前に自主的な避難が行われる状況も勘案）
- ウ 避難住民の概数把握
- エ 誘導の手段の把握（屋内避難、徒歩による移動避難、長距離避難（運送事業者である指定地方公共機関等による運送））
- オ 輸送手段の確保の調整（※ 輸送手段が必要な場合）
（県との役割分担、運送事業者との連絡網、一時避難場所の選定）
- カ 要配慮者の避難方法の決定（避難行動要支援者名簿、要配慮者班の設置）
- キ 避難経路や交通規制の調整（具体的な避難経路、県警察との避難経路の選定・自家用車等の使用に係る調整、道路の状況に係る道路管理者との調整）
- ク 職員の配置（各地域への職員の割り当て、現地派遣職員の選定）
- ケ 関係機関との調整（現地調整所の設置、連絡手段の確保）
- コ 自衛隊及び米軍の行動と避難経路や避難手段の調整
（県対策本部との調整、国の対策本部長による利用指針を踏まえた対応）

※ 【国の対策本部長による利用指針の調整】

自衛隊や米軍の行動と国民保護措置の実施について、道路、港湾施設、飛行場施設等における利用のニーズが競合する場合には、市長は、国の対策本部長による「利用指針」の策定に係る調整が開始されるように、県を通じて、国の対策本部に早急に現場の状況等（避難の現状、施設の利用の必要性や緊急性等、市の意見や関連する情報）を連絡する。

(3) 避難実施要領の内容の伝達等

市長は、避難実施要領を策定後、直ちにその内容を住民及び関係のある公私の団体に伝達する。その際、住民に対しては、迅速な対応が取れるよう、各地域の住民に関係する情報を迅速かつ的確に伝達する。また、市長は、直ちにその内容を市の他の執行機関、市の区域を管轄する消防署長、警察署長、海上保安部長及び自衛隊地方協力本部長並びにその他の関係機関に通知する。

さらに、市長は、報道関係者に対して、避難実施要領の内容等を提供する。

3 避難住民の誘導

(1) 市長による避難住民の誘導

市長は、避難実施要領で定めるところにより、市の職員及び消防団長を指揮し、また、市の区域を管轄する消防長と連携し、避難住民を誘導する。

その際、避難実施要領の内容に沿って、町内会、学校、事業所等を単位として誘導を行う。ただし、緊急の場合には、この限りではない。

また、市長は、避難実施要領に沿って、避難経路の要所要所に職員を配置し、各種の連絡調整に当たらせるとともに、行政機関の車両や案内板を配置して、誘導の円滑化を図る。

この際、職員は防災服、腕章、旗、特殊標章等を着用、携行し、住民の避難誘導活動への理解や協力を得られるよう毅然とした態度で行動する。

また夜間は、暗闇の中における視界の低下により、人々の不安も一層高まる傾向があることから、避難経路の要所要所において夜間照明（投光器具、車のヘッドライト等）を配備し、住民の不安軽減のための措置を講ずる。

(2) 消防機関の活動

大村消防署は、管轄地域内の消火活動及び救助・救急活動の状況を勘案しつつ、市長の定める大村市避難実施要領に基づき、各要所に消防車両等を配置し、車載の拡声器を活用する等による効果的な避難誘導を実施する。特にこの際、計画された避難行動要支援者の人員輸送車両等による、搬送の支援を行うため、保有する装備を有効活用して避難住民の誘導を行う。

消防団は、消火活動及び救助・救急活動について、大村消防署と連携しつつ、自主防災組織、町内会等と連携した避難住民の誘導を実施する。

また、避難行動要支援者に関する情報の確認や要避難地域内残留者の確認等を担当地域との繋がりを活かして実施する。

(3) 避難誘導を行う関係機関との連携

市長は、避難実施要領の内容を踏まえ、市の職員及び消防機関のみでは十分な対応が困難であると認めるときは、警察署長、海上保安部長又は国民保護措置の実施を命ぜられた自衛隊の部隊等の長に対して、警察官、海上保安官又は自衛官（以下、「警察官等」という。）による避難住民の誘導を要請する。

また、市長は、警察官等が避難住民の誘導を行う場合に警察署長等から協議を受けた場合、その時点における事態や避難誘導の状況に照らして、交通規制等関係機関による必要な措置が円滑に行われるよう所要の調整を行う。

市長は、現場での誘導に関する調整を円滑に行い、事態の変化に迅速に対応できるように、現地確認・調整のための担当職員を派遣し、直接、現状の把握、報告等を行なわせ、関係機関等との情報共有や活動調整を行う。

(4) 自主防災組織等に対する協力の要請

市長は、自主防災組織や町内会長等、当該地域においてリーダーとなる住民に対して、避難住民の誘導に必要な援助・協力を要請する。

(5) 誘導時における食品等の供給の実施や情報の提供

市長は、避難住民の誘導に際しては、県と連携して、食品や飲料水の供給、医療の提供及びその他の便宜を図る。

市長は、避難住民の心理を勘案し、必要な情報を適時適切に提供する。

その際、避難住民の不安の軽減のために、可能な限り、事態の詳細状況とともに、行政側の対応についての情報を提供する。

(6) 大規模集客施設等における避難

市は、大規模集客施設や旅客輸送関連施設の施設管理者等と連携し、施設の特性に応じ、当該施設等に滞在する者等についても、避難等の国民保護措置が円滑に実施できるよう必要な対策をとる。

(7) 高齢者、障がい者等への配慮

市長は、高齢者、障がい者等の避難を万全に行うため、要配慮者班を設置し、社会福祉協議会、民生委員、介護保険制度関係者、障がい者団体、消防団等と協力して、避難行動要支援者への連絡、運送手段の確保を的確に行うものとする。

また、「避難行動要支援者名簿」を活用しながら対応を行う。その際、民生委員と社会福祉協議会との十分な協議の上、その役割を考える必要がある。

ゲリラ・特殊部隊による攻撃等に際しては、被害が局地的、限定的なものにとどまることも多いことから、避難のための時間的余裕の把握が難しく、避難することにより攻撃に巻き込まれる可能性があるような場合は、屋内への避難を現実的な避難方法として検討する。

(8) 残留者等への対応

避難の指示に従わずに要避難地域にとどまる者に対しては、事態の状況等に関する情報に基づき丁寧な説明を行い、残留者の説得に努めるとともに、避難に伴う混雑等により危険な事態が発生する場合には、必要な警告や指示を行う。

(9) 避難所等における安全確保等

市は、警察が行う被災地、避難所等における犯罪の予防のための活動に必要な協力を行うとともに、警察と協力し、住民等からの安全安心に関する相談に対応するなど、住民等の不安の軽減に努める。

(10) 動物の保護等に関する配慮

市は、国が通知している「動物の保護等に関して地方公共団体が配慮すべき事項についての基本的考え方」を踏まえ、以下の事項等について、所要の措置を講ずるよう努める。

ア 危険動物等の逸走対策

イ 要避難地域等において飼養又は保管されていた家庭動物等の保護等

(11) 通行禁止措置の周知

道路管理者たる市は、道路の通行禁止等の措置を行ったときは、直ちに警察と協力して、住民等に周知徹底を図るよう努める。

(12) 県に対する要請等

市長は、避難住民の誘導に際して、食料、飲料水、医療等が不足する場合には、知事に対して、必要な支援の要請を行う。その際、特に県による救護班等の応急医療体制との連携に注意する。

また、避難住民の誘導に係る資源配分について他の市町と競合するなど広域的な調整が必要な場合は、知事に対して、所要の調整を行うよう要請する。

市長は、知事から市が行う避難住民の誘導に関して、是正の指示があったときは、その指示の内容を踏まえて、適切な措置を講ずる。

(13) 避難住民の運送の求め等

市長は、避難住民の運送が必要な場合、県との調整により、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対して、避難住民の運送を求める。

市長は、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関が正当な理由なく運送の求めに応じないと認めるときは、指定公共機関にあつては、県を通じて国の対策本部長に対し、指定地方公共機関にあつては、県対策本部長に、その旨を通知する。

(14) 避難住民の復帰のための措置

市長は、避難の指示が解除された時は、避難住民の復帰に関する要領を作成し、避難住民を復帰させるため必要な措置を講じる。

4 各種事態における避難住民の誘導

(1) 弾道ミサイル攻撃

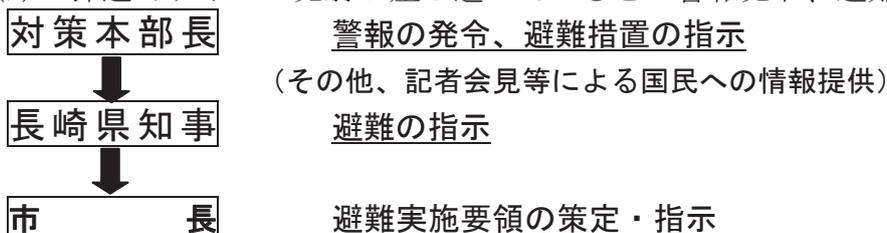
ア 弾道ミサイル攻撃においては、実際に弾道ミサイルが発射されたとの警報が発令されたときは、住民は屋内に避難することが基本である。

(実際に弾道ミサイルが発射されたとの警報が発令されたときは、できるだけ近傍のコンクリート造り等の堅ろうな施設や建築物の地階等の地下施設に避難することとなる。)

以下の措置の流れを前提として、避難実施要領の内容は、あらかじめ出される避難措置の指示及び避難の指示に基づき、弾道ミサイルが発射された段階で迅速に個人個人が対応できるように、その取るべき行動を周知することが主な内容となる。

イ 弾道ミサイル攻撃の場合の措置の流れ

(ア) 弾道ミサイルの発射が差し迫っているとの警報発令、避難措置指示



(イ) 実際に弾道ミサイルが発射されたときは、対策本部長がその都度警報を発令

ウ 弾道ミサイル攻撃について

発射の兆候を事前に察知した場合でも、発射された段階で攻撃目標を特定することは極めて困難であり、また、弾道ミサイル攻撃を行う国の意図等により、攻撃目標は変化するし、弾道ミサイルの精度によって実際の着弾地点も変わってくる。

このため、市は、弾道ミサイル発射時に住民が適切な行動をとることができるよう、全国瞬時警報システム（J-ALERT）による情報伝達及び弾道ミサイル落下時の行動について平素から周知に努めるとともに、弾道ミサイルが発射された場合には、市内全域に着弾の可能性があり得るものとして、対応する必要がある。

また、航空攻撃事態が行われた場合は、弾道ミサイル攻撃の場合と同様の対応をとるものとする。

(2) ゲリラ・特殊部隊等による攻撃

ア ゲリラ・特殊部隊等による攻撃においても、対策本部長の避難措置の指示及び知事による避難の指示を踏まえて、避難実施要領を策定し、迅速に避難住民の誘導を実施することが基本である。

なお、急襲的な攻撃に際しては、避難措置の指示を待たずに、退避の指示、警戒区域の設定等を行う必要が生じるが、その際にも、事後的に避難措置の指示が出されることが基本である。

イ ゲリラ・特殊部隊等による攻撃からの避難は、多くの場合は、攻撃の排除活動と並行して行われることが多いことから、警報の内容等とともに、現場における自衛隊、海上保安部及び警察からの情報や助言等を踏まえて、最終的に住民を要避難地域の外に避難させることとなる。

その際、武力攻撃がまさに行われており、住民に危害が及ぶおそれがある地域については、攻撃当初は一時的に屋内に避難させ、移動の安全が確保された後、適当な避難先に移動させることが必要となる。

ウ 避難実施要領の策定に当たっては、市の各執行機関、消防機関、県、警察、海上保安部、自衛隊等の関係機関の意見を聴き、それらの機関からの情報や助言を踏まえて、避難の方法を策定することが必要である。

この際、特に事態の変化等に機敏に対応するため、現場における関係機関からの情報に基づく助言等により、的確な措置の策定を行う。

※ 避難に比較的時間の余裕がある場合の対応

「一時避難場所までの移動」～「一時避難場所からバス等の運送手段を用いた移動」といった手順が一般には考えられる。

※ 昼間の都市部において突発的に事案が発生した場合の対応

当初の段階では、個人個人がその判断により危険回避のための行動を取るとともに警察、消防機関、海上保安部、自衛隊等からの情報や助言に基づき、各地域における屋内避難や移動による避難を決定することとなる。

特にこの場合、初動時は住民や滞在者の自主的な避難に頼らざるを得ないことから、平素から、住民が緊急時にいかに対応すべきかについて問題意識を持ってもらうことが必要である。

※ 【ゲリラ・特殊部隊による攻撃について】

相手の攻撃の意図や目的により、攻撃の態様も様々であるが、比較的に少人数のグループにより行われるため、使用可能な武器も限定され、被害の範囲も一般には、狭い範囲に限定される。

特に、最小限の攻撃で最大の心理的又は物理的効果を生じさせることが考えられることから、都市部の政治経済の中核、原子力関連施設、危険物質等の取扱所などは、攻撃を受ける可能性が一般に高く、注意が必要である。

(3) 着上陸侵攻

大規模な着上陸侵攻やその前提となる反復した航空攻撃等の本格的な侵略事態に伴う避難については、事前の準備が可能である一方、国民保護措置を実施すべき地域が広範囲となり、県の区域を越える避難に伴う我が国全体としての調整等が必要となることから、刻々と進展・変化する情勢、状況に伴い国の総合的な方針は変化し、県の計画、対応も並行して修正されていく。

このため、市の着上陸侵攻に伴う避難は、事態発生時における国の総合的な方針に基づき避難を行うことを基本として、平素から斯かる避難を想定した具体的な対応について定めることはせず、迅速な対応をとるための訓練、研究・検討等を行う。

第5章 救 援

1 救援の実施

(1) 救援の実施

市長は、知事から実施すべき措置の内容及び期間の通知があったとき、次に掲げる措置の内を実施することとされた救援に関する措置を関係機関の協力を得て行う。

ア 収容施設の供与

イ 食品・飲料水及び生活必需品等の供給又は貸与

ウ 医療の提供及び助産

エ 被災者の捜索及び救出

オ 埋葬及び火葬

カ 電話その他の通信設備の提供

キ 武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理

ク 学用品の供給

ケ 死体の捜索及び処理

コ 武力攻撃災害によって住居又はその周辺に散乱した瓦礫、竹木類等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

(2) 救援の補助

市長は、上記で実施される措置を除き、知事が実施する措置の補助を行う。

※ 【着上陸侵攻への対応】

大規模な着上陸侵攻やその前提となる反復した航空機攻撃等の本格的な侵略事態における救援については、避難措置の指示の場合と同様、国の総合的な方針を踏まえて行うことが基本である。

このため、平素から、大規模な着上陸侵攻にかかる救援を想定した具体的な対応を決めておくことは困難であり、避難の場合と同様、事態発生時に国の指示を踏まえて迅速な対応がとれるよう、必要な研究・検討を進めていくこととする。

2 関係機関との連携

(1) 県への要請等

市長は、事務の委任を受けた場合において、救援を実施するために必要と判断したときは、知事に対して国及び他の県に支援を求めるよう、具体的な支援内容を示して要請する。

(2) 他の市町との連携

市長は、事務の委任を受けた場合において、救援を実施するために必要と判断したときは、知事に対し、県内の他の市町との調整を行うよう要請する。

(3) 日本赤十字社との連携

市長は、事務の委任を受けた場合において、知事が日本赤十字社に委託した救援の措置又はその応援の内容を踏まえ、日本赤十字社と連携しながら救援措置を実施する。

(4) 緊急物資の運送の求め

市長は、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、緊急物資の運送を求める場合は、避難住民の運送の求めに準じて行う。

3 救援の内容

(1) 救援の基準

市長は、事務の委任を受けた場合は、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準」（平成25年内閣府省告示第229号。以下「救援の程度及び基準」という。）及び県国民保護計画の内容に基づき救援の措置を行う。

市長は、「救援の程度及び基準」によっては救援の適切な実施が困難であると判断する場合には、知事に対し、内閣総理大臣に特別な基準の設定についての意見を申し出るよう要請する。

(2) 救援における県との連携

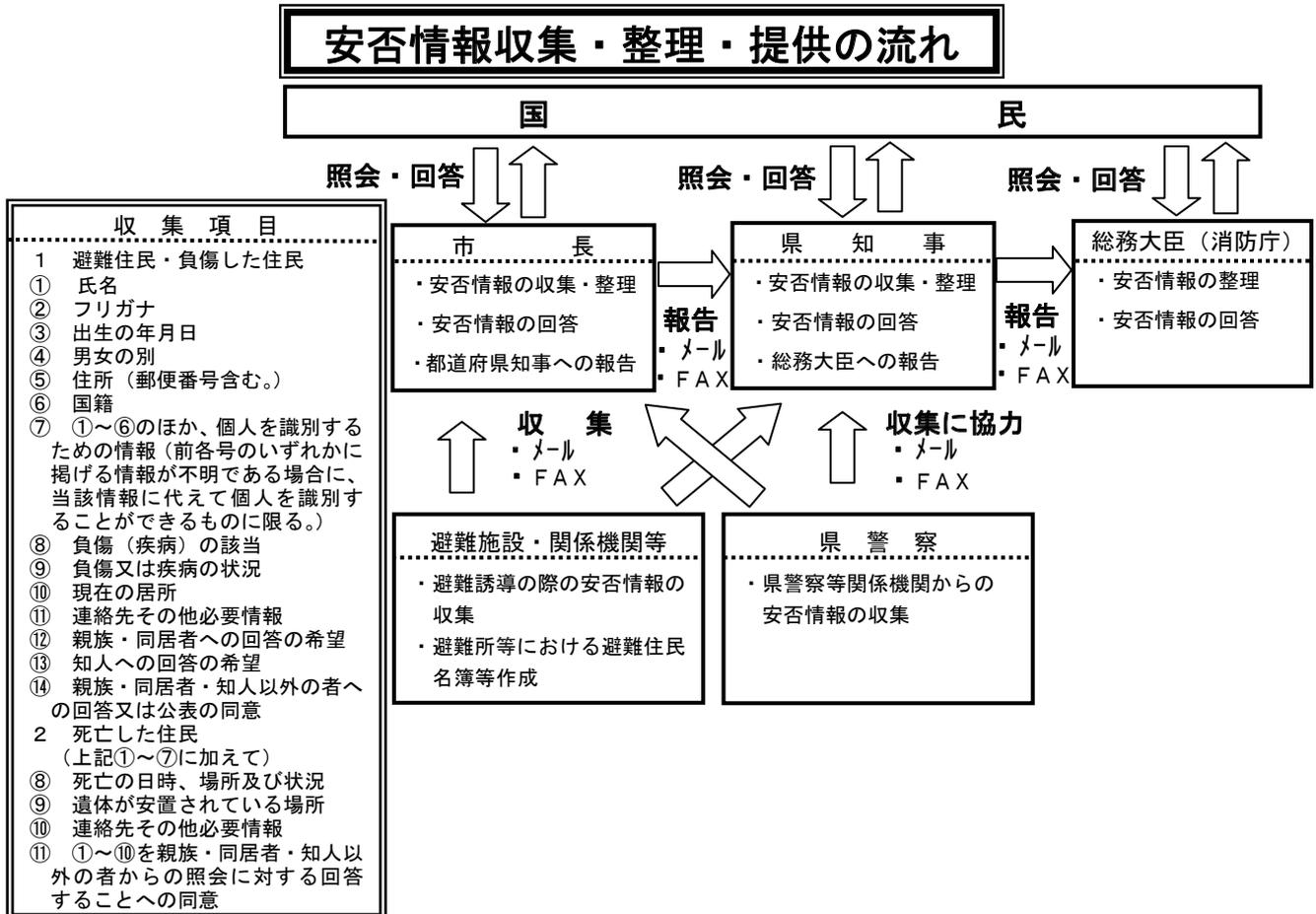
市長は、知事が集約し、所有している資料の提供を求めるなどにより平素から準備した基礎的な資料を参考にしつつ、市対策本部内に集約された情報をもとに、救援に関する措置を実施する。

また、県と連携して、NBC攻撃による特殊な医療活動の実施に留意する。

第6章 安否情報の収集・提供

市は、安否情報の収集及び提供を行うに当たっては、他の国民保護措置の実施状況を勘案の上、緊急性や必要性を踏まえて行うものとし、安否情報の収集、整理及び報告並びに照会への回答について必要な事項を以下のとおり定める。

※ 安否情報の収集、整理及び提供の流れを図示すれば、下記のとおりである。



1 安否情報の収集

(1) 安否情報の収集

市は、避難所等において安否情報の収集を行うほか、平素から把握している市が管理する医療機関、学校等からの情報収集、県警察への照会などにより安否情報の収集を行う。安否情報を収集する様式については、安否情報省令第1条に規定する様式第1号及び第2号の安否情報収集様式による。

また、安否情報の収集は、避難所において、避難住民から任意で収集した情報のほか、住民基本台帳等市が平素から行政事務の円滑な遂行のために保有する情報等を活用し、最新の避難者名簿を作成・整理し、管理する。

(2) 安否情報収集の協力要請

市は、安否情報を保有する運送機関、医療機関、報道機関等の関係機関に対し、必要な範囲において、安否情報の提供への協力を行うよう要請する場合は、当該協力は各機関の業務の範囲内で行われるものであり、当該協力は各機関の自主的な判断に基づくものであることに留意する。

(3) 安否情報の整理

市は、自ら収集した安否情報について、できる限り重複を排除し、情報の正確性の確保を図るよう努める。この場合において、重複している情報や必ずしも真偽が定かでない情報についても、その旨がわかるように整理しておく。

2 県に対する報告

市は、県への報告に当たっては、原則として、安否情報システムを使用する。システムが使用できない場合には、安否情報省令第2条に規定する様式第3号に必要事項を記載した書面（電磁的記録を含む。）を、電子メールで県に送付する。

ただし、事態が急迫して、これらの方法によることができない場合は、口頭や電話などでの報告を行う。

3 安否情報の照会に対する回答

(1) 安否情報の照会の受付

ア 市は、安否情報等の照会窓口、電話、FAX番号及びメールアドレスについて、市対策本部を設置すると同時に住民に周知する。

イ 住民からの安否情報の照会については、原則として市対策本部に設置する対応窓口にて、安否情報省令第3条に規定する様式第4号に必要事項を記載した書面を提出することにより受け付ける。

ただし、安否情報の照会を緊急に行う必要がある場合や照会をしようとする者が遠隔地に居住している場合など、書面の提出によることができない場合は口頭や電話、電子メールなどでの照会も受け付ける。

(2) 安否情報の回答

ア 市は、当該照会に係る者の安否情報を保有及び整理している場合には、安否情報の照会を行う者の身分証明書により本人確認等を行うこと等により、当該照会が不当な目的によるものではなく、また、照会に対する回答により知り得た事項を不当な目的に使用されるおそれがないと認めるときは、安否情報省令第4条に規定する様式第5号により、当該照会に係る者が避難住民に該当するか否か及び武力攻撃災害により死亡し、又は負傷しているか否かの別を回答する。

イ 市は、照会に係る者の同意があるとき又は公益上特に必要があると認めるときは、照会をしようとする者が必要とする安否情報に応じ、必要と考えられる安否情報項目を様式第5号により回答する。

ウ 市は、安否情報の回答を行った場合には、当該回答を行った担当者、回答の相手の氏名や連絡先等を把握する。

(3) 個人の情報の保護への配慮

ア 安否情報は個人の情報であることにかんがみ、その取扱いについては十分留意すべきことを職員に周知徹底するなど、安否情報データの管理を徹底する。

イ 安否情報の回答に当たっては、必要最小限の情報の回答にとどめるものとし、負傷又は疾病の状況の詳細、死亡の状況等個人情報の保護の観点から特に留

意が必要な情報については、安否情報回答責任者が判断する。

4 日本赤十字社に対する協力

市は、日本赤十字社県支部の要請があったとき、当該要請に応じ、その保有する外国人に関する安否情報を提供する。

当該安否情報の提供に当たって、3（2）、（3）と同様に、個人情報の保護に配慮しつつ、情報の提供を行う。

第7章 武力攻撃災害への対処

第1節 生活関連等施設の安全確保等

市は、武力攻撃災害への対処を行うに当たり、生活関連等施設の重要性に鑑み、その安全確保について必要な措置等を講じなければならないことから、生活関連等施設の安全確保に必要な事項等について、以下のとおり定める。

1 武力攻撃災害への対処の基本的考え方

(1) 武力攻撃災害への対処

市長は、国や県等の関係機関と協力して、市の区域に係る武力攻撃災害への対処のために必要な措置を講ずる。

(2) 知事への措置要請

市長は、武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずる場合において、武力攻撃により多数の死者が発生した場合や、NBC攻撃による災害が発生し、国民保護措置を講ずるため高度な専門知識、訓練を受けた人員、特殊な装備等が必要となる場合など、市長が武力攻撃災害を防除し、及び軽減することが困難であると認めるときは、知事に対し、必要な措置の実施を要請する。

(3) 対処に当たる職員の安全の確保

市は、武力攻撃災害への対処措置に従事する職員について、必要な情報の提供や防護服の着用等の安全の確保のための措置を講ずる。

2 武力攻撃災害の兆候の通報

(1) 市長への通報

消防吏員は、武力攻撃に伴って発生する火災や堤防の決壊、毒素等による動物の大量死、不発弾の発見などの武力攻撃災害の兆候を発見した者から通報を受けたときは、速やかに、その旨を市長に通報する。

(2) 知事への通知

市長は、武力攻撃災害の兆候を発見した者、消防吏員、警察官又は海上保安官から通報を受けた場合において、武力攻撃災害が発生するおそれがあり、これに対処する必要があると認めるときは、速やかにその旨を知事に通知する。

3 生活関連等施設の安全確保

市長は、生活関連等施設が、住民の生活に関連を有する施設で、その安全を確保しなければ住民の生活に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるもの又はその安全を確保しなければ周辺地域に著しい被害を生じさせるおそれがあると認められる施設であることに鑑み、その安全確保について必要な措置（施設の巡回実施、警備員の増員、警察との連絡体制の強化等による警備の強化、防災体制の充実等）を講ずる。

(1) 生活関連等施設の状況の把握と確認

市は、市対策本部を設置した場合においては、当該生活関連等施設の安全に関する情報、各施設における対応状況等の必要な情報を収集し、関係機関等で当該情報を共有する。

(2) 市が管理する施設の安全の確保

市長は、市が管理する生活関連等施設について、当該施設の管理者としての立場から、安全確保のために必要な措置を行う。

この場合において、市長は、必要に応じ、県警察、海上保安部、消防機関、その他の行政機関に対し、支援を求める。

また、このほか、市が管理する生活関連等施設以外の施設についても、生活関連等施設における対応を参考にして、可能な範囲で警備の強化等の措置を講ずる。

4 危険物質等に係る武力攻撃災害の防止及び防除

(1) 危険物質等に関する措置命令

ア 市長は、危険物質等に係る武力攻撃災害の発生を防止するため緊急の必要があると認めるときは、危険物質等の取扱者に対し、武力攻撃災害発生防止のための必要な措置を講ずべきことを命ずる。

なお、避難住民の運送などの措置において当該物質等が必要となる場合は、関係機関と市対策本部で所要の調整を行う。

イ 危険物質等について市長が命ずることができる対象及び措置

(ア) 対象

A 市の区域に設置される消防法第2条第7項の危険物の製造所、貯蔵所若しくは取扱所（移送取扱所を除く。）又は一の消防本部等所在市の区域のみに設置される移送取扱所において貯蔵し、又は取り扱うもの（国民保護法施行令第29条）

B 毒物及び劇物取締法第2条第1項の毒物及び同上第2項の劇物（同法第3条第3項の毒物劇物営業者、同法第3条の2第1項の特定毒物研究者並びに当該毒物及び劇物を業務上取り扱う者が取り扱うものに限る。）を毒物及び劇物取締法第4条第1項の登録を受けた者が取り扱うもの（地域保健法第5条第1項の政令により市又は特別区が登録の権限を有する場合）

(イ) 措置

A 危険物質等の取扱所の全部又は一部の使用の一時停止又は制限（危険物については、消防法第12条の3、毒物劇物については、国民保護法第103条第3項第1号）

B 危険物質等の製造、引渡し、貯蔵、移動、運搬又は消費の一時禁止又は制限（国民保護法第103条第3項第2号）

C 危険物質等の所在場所の変更又はその廃棄（国民保護法第103条第3項第3号）

(2) 警備の強化及び危険物質等の管理状況報告

市長は、危険物質等の取扱者に対し、必要があると認めるときは、警備の強化を求める。

また、市長は、(1)のイの(イ)の措置を講ずるために必要があると認める場合は、危険物質等の取扱者から危険物質等の管理の状況について報告を求める。

第2節 武力攻撃による原子力災害及びNBC(核・生物・化学)攻撃による災害への対処等

市は、武力攻撃による原子力災害への対処等については、攻撃の対象となる玄海原子力発電所から、実距離30km以上離隔していることから、地域防災計画に準じる。

また、NBC攻撃による災害への対処に当たっては、国の方針に基づき必要な措置を講ずる。それに伴う必要な事項については、以下のとおり定める。

1 武力攻撃による原子力災害への対処

市は、玄海原子力発電所に対する武力攻撃があり、原子力災害が発生した場合は、県及び隣接する近隣市町との連携及び状況の把握に努め、積極的に市民への情報提供を行い、市民生活への不安除去、軽減に努める。

2 NBC攻撃による災害への対処

市は、NBC攻撃による汚染が生じた場合の対処について、国による基本的な方針を踏まえた対応を行うことを基本としつつ、現場における初動的な応急措置を講ずる。

(1) 応急措置の実施

市長は、NBC攻撃が行われた場合においては、その被害の現場における状況に照らして、現場及びその影響を受けることが予想される地域の住民に対して、退避を指示し、又は警戒区域を設定する。

市は、保有する装備・資機材等により対応可能な範囲内で関係機関とともに、原因物質の特定、被災者の救助等の活動を行う。

(2) 国の方針に基づく措置の実施

市は、内閣総理大臣が、関係大臣を指揮して、汚染拡大防止のための措置を講ずる場合においては、内閣総理大臣の基本的な方針及びそれに基づく各省庁における活動内容について、県を通じて国から必要な情報を入手するとともに、当該方針に基づいて、所要の措置を講ずる。

(3) 関係機関との連携

市長は、NBC攻撃が行われた場合は、市対策本部において、消防機関、警察、海上保安部、自衛隊、医療関係機関等から被害に関する情報や関係機関の有する専門的知見、対処能力等に関する情報を共有し、必要な対処を行う。

その際、必要により現地調整所を設置し、現場における関係機関の活動調整の円滑化を図るとともに、市長は、現地調整所の職員から最新の情報についての報告を受けて、当該情報をもとに、県に対して必要な資機材や応援等の要請を行う。

(4) 汚染原因に応じた対応

市は、NBC攻撃のそれぞれの汚染原因に応じて、国及び県との連携の下、それぞれ次の点に留意して措置を講ずる。

ア 核攻撃等の場合

市は、核攻撃等による災害が発生した場合、国の対策本部による汚染範囲の特定を補助するため、汚染の範囲特定に資する被災情報を県に直ちに報告する。

また、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、被ばく線量の管理を行いつつ、活動を実施させる。

イ 生物剤による攻撃の場合

市は、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、関係機関が行う汚染の原因物質の特定等に資する情報収集などの活動を行う。

ウ 化学剤による攻撃の場合

市は、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、関係機関が行う原因物質の特定、汚染地域の範囲の特定、被災者の救助及び除染等に資する情報収集などの活動を行う。

3 市長の権限

- (1) 市長は、知事より汚染の拡大を防止するため協力の要請があったときは、措置の実施に当たり、警察等関係機関と調整しつつ、次の表に掲げる権限を行使する。

	対象物件等	権限措置
1号	飲食物、衣類、寝具その他の物件	占有者に対し、以下を命ずる。 ・移動の制限 ・移動の禁止 ・廃棄
2号	生活の用に供する水	管理者に対し、以下を命ずる。 ・使用の制限又は禁止 ・給水の制限又は禁止
3号	死体	・移動の制限 ・移動の禁止
4号	飲食	・廃棄
5号	建物	・立ち入りの制限 ・立ち入りの禁止 ・封鎖
6号	場所	・交通の制限 ・交通の遮断

- (2) 市長は、上記表中第1号から第4号までに掲げる権限を行使するときは、対象物件等の占有者、管理者等に、次の表に掲げる事項を通知する。ただし、差し迫った必要があるときは、当該措置を講じた後、同事項を通知する。
- (3) 上記表中第5号及び第6号に掲げる権限を行使するときは、適当な場所に次の表に掲げる事項を掲示する。ただし、差し迫った必要があるときは、職員が現場で指示を行う。

1	当該措置を講ずる旨
2	当該措置を講ずる理由
3	当該措置の対象となる物件、生活の用に供する水又は死体 (上記表中、第5号及び第6号に掲げる権限を行使する場合にあっては、当該措置の対象となる建物又は場所)
4	当該措置を講ずる時期
5	当該措置の内容

4 対処要員の安全の確保

市長は、NBC攻撃を受けた場合、武力攻撃災害の状況等の情報を現地調整所や県から積極的な収集に努め、当該情報を速やかに提供するなどにより、応急対策を講ずる要員の安全の確保に配慮する。

第3節 応急措置等

市は、武力攻撃災害が発生した場合において、特に必要があると認めるときは、退避の指示や警戒区域の設定を行い、それぞれの措置の実施に必要な事項について、以下のとおり定める。

1 退避の指示

(1) 退避の指示

ア 市長は、武力攻撃災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、特に必要があると認めるときは、住民に対し退避の指示を行う。

退避の指示に際しては、関係する住民への確実な指示内容の伝達及び迅速な退避の実施が必要となることから、退避対象地区及び退避先、経路に担当職員等を早急に派遣し、現地住民等の退避行動を支援するとともに、関係する機関、自治組織、町内会長等との情報の共有や活動内容の調整を行う。

イ 退避の指示について

退避の指示は、武力攻撃災害に伴う目前の危険を一時的に避けるため、特に必要がある場合に地域の実情に精通している市長の判断で住民を一時的に退避させるものである。

ゲリラや特殊部隊による攻撃の場合には、住民に危険が及ぶことを防止するため、県の対策本部長による避難の指示を待ついとまがない場合もあることから、市長は、被害発生現場からの情報を受けて、その緊急性等を勘案して付近の住民に退避の指示をする。

ウ 退避の指示の一例

- 「〇〇町×丁目、△△町〇丁目」地区の住民については、外での移動に危険が生じるため、近隣の堅牢な建物や地下街など屋内に一時退避してください。
- 「〇〇町×丁目、△△町〇丁目」地区の住民については、〇〇地区の△△（一時）避難場所へ退避してください。

エ 屋内退避の指示について

市長は、住民に退避の指示を行う場合において、その場から移動するよりも、屋内に留まる方がより危険性が少ないと考えられるときには、「屋内への退避」を指示する。「屋内への退避」は、次のような場合に行うものとする。

(ア) NBC攻撃と判断されるような場合において、住民が何ら防護手段なく移動するよりも、外気との接触が少ない屋内に留まる方がより危険性が少ないと考えられるとき

(イ) 敵のゲリラや特殊部隊が隠密に行動し、その行動の実態等についての情報がない場合において、屋外で移動するよりも屋内に留まる方が不要の攻撃に巻き込まれるおそれが少ないと考えられるとき

(2) 退避の指示に伴う措置等

ア 市は、退避の指示を防災行政無線及び広報車等により、速やかに住民に伝達・周知するとともに、放送事業者にも連絡する。また、退避の指示内容等について、知事に通知を行い、退避の指示を解除した場合も同様に通知・伝達等を行う。

イ 市長は、知事、警察官、海上保安官又は自衛官から、国又は県が退避の指示をした旨の通知を受けた場合、退避の指示を行った理由、指示の内容等について、情報の、共有を図り、退避の指示に伴う措置について、関係機関等と調整を行う。

(3) 安全の確保等

ア 市長は、退避の指示を住民に伝達する市の職員等に対して、二次被害が生じないように国及び県からの情報や市で把握した武力攻撃災害の状況、関係機関の活動状況等についての最新情報を共有するほか、消防機関、警察及び海上保安部等と連携を密にし、活動時の安全確保に配慮する。

イ 市の職員及び消防団員が退避の指示に係る地域において活動する際には、市長は、必要に応じて警察、海上保安部、自衛隊の意見を聞くなど、安全確認を行った上で活動させるとともに、各職員が最新の情報を入手できるよう緊急の連絡手段を確保し、併せて活動地域からの退避方法等の確認を行う。

ウ 市長は、武力攻撃事態等において、住民等の退避の指示に伴い活動する市の職員に対して、必ず特殊標章等を交付し、着用させる。

2 警戒区域の設定

(1) 警戒区域の設定

ア 市長は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、住民からの通報内容、関係機関からの情報提供、現地調整所等における関係機関の助言等から判断し、住民の生命又は身体に対する危険を防止するため、特に必要があると認めるときは、警戒区域の設定を行う。

イ 警戒区域の設定は、武力攻撃災害に伴う目前の危険を避けるため、特に必要がある場合において、退避の指示と同様に、地域の実情に精通している市長が判断し、一時的な立入制限区域を設けるものである。

武力攻撃災害対処に関する措置等を講ずる者以外の当該区域への立入制限等違反については、罰則を科して履行を担保する点で退避の指示とは異なるものである。

(2) 警戒区域の設定に伴う措置等

ア 市長は、警戒区域の設定に際して、市対策本部に集約された情報のほか、警察、海上保安部、自衛隊からの助言等を踏まえて、警戒区域の範囲等を決定する。ただし、事態の状況の変化等が発生した場合は、警戒区域の範囲の変更等を行う。

NBC攻撃等により、汚染された可能性のある地域については、専門的な知見や装備等を有する機関に対して、必要な情報の提供を求め、その助言を踏まえて区域を設定する。

イ 市長は、警戒区域の設定に当たっては、ロープ、標示板等で区域を明示し、防災行政無線の関係町内会単位を重視した情報伝達を行うとともに広報車等を活用し、住民に広報・周知する。また、テレビ放送事業者に対してその内容を連絡、放送を依頼する。

ウ 警戒区域内では、交通の要所に職員を配置し、警察、海上保安部、消防機

関等と連携し、車両及び住民が立ち入らないよう必要な措置を講ずるとともに、不測の事態に迅速に対応できるよう関係機関との情報共有にもとづき、緊急時の連絡体制を確保する。

エ 市長は、知事、警察官、海上保安官又は自衛官から、国又は県が警戒区域の設定を行った旨の通知を受けた場合は、警戒区域を設定する理由、設定範囲等について情報の共有を図り、関係機関等と必要な活動等について調整を行う。

(3) 安全の確保

市長は、警戒区域の設定を行った場合についても、退避の指示の場合と同様に区域内で活動する職員の安全の確保のため、必ず特殊標章等を交付し、着用させる。

3 応急公用負担等

(1) 市長の事前措置

市長は、武力攻撃災害が発生するおそれがあるときは、武力攻撃災害を拡大させるおそれがあると認められる設備又は物件の占有者、所有者又は管理者に対し、災害拡大防止のために必要な限度において、当該設備又は物件の除去、保安その他必要な措置を講ずべきことを指示する。

(2) 応急公用負担

市長は、武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずるため、緊急を要すると認めるときは、次に掲げる措置を講ずる。

ア 他人の土地、建物、その他の工作物の一時使用又は土石類、その他の物件の使用、若しくは収用

イ 武力攻撃災害を受けた現場の工作物又は物件で当該武力攻撃災害への対処に関する措置の実施の支障となるものの除去、その他必要な措置（原型維持した工作物等を除去したときは、保管）

4 消防に関する措置等

(1) 市が行う措置

市長は、消防機関による武力攻撃災害への対処措置が適切に行われるよう、武力攻撃等の状況や被害情報の早急な把握に努めるとともに、県警察等と連携し、効率的かつ安全な活動が行われるよう必要な措置を講じる。

(2) 消防機関の活動

消防機関は、その施設及び人員を活用して、国民保護法のほか、消防組織法、消防法、その他の法令に基づき、武力攻撃災害から住民を保護するため、消防職団員の活動上の安全確保に配意しつつ、消火活動及び救助・救急活動等を行い、武力攻撃災害を防除及び軽減する。

この場合において、県央消防本部及び大村消防署は、装備・資機材・人員・技能等を活用し武力攻撃災害への対処を行うとともに、消防団は、消防長又は消防署長の所轄の下で、消防団が保有する装備・資機材等の活動能力に応じて地域の実状に即した活動を行う。

(3) 消防相互応援協定等に基づく応援要請

市長は、市の区域内の消防力のみをもってしては対処できないと判断した場合は、知事又は他の市町長に対し、相互応援協定等に基づく消防の応援要請を行う。

(4) 緊急消防援助隊等の応援要請

市長は、(3)による消防の応援のみでは十分な対応が取れないと判断した場合又は武力攻撃災害の規模等に照らし緊急を要するなど必要と判断した場合は、緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画及び緊急消防援助隊運用要綱に基づき、知事を通じ又は必要に応じ、直接に消防庁長官に対し、緊急消防援助隊等による消火活動及び救助・救急活動の応援等を要請する。

(5) 消防の応援の受入れ体制の確立

市長は、消防に関する応援要請を行ったとき及び消防庁長官の指示により、緊急消防援助隊の出動に関する指示が行われた場合、これらの消防部隊の応援が円滑かつ適切に行なわれるよう知事と連携し、出動部隊に関する情報を収集するとともに、進出拠点等に関する調整や指揮体制の確立を図るなど、消防の応援の受入れに関して必要な事項の調整を行う。

(6) 消防の相互応援に関する出動

市長は、他の被災市町村の長から相互応援協定等に基づく応援要請があった場合、消防の応援を迅速かつ円滑に実施するために、武力攻撃災害の発生状況を考慮し、知事との連絡体制を確保するとともに消防長と連携し、出動可能な消防部隊の把握を行うなど、消防の応援出動等のための必要な措置を行う。

(7) 医療機関との連携

市長は、消防機関とともに患者の搬送先の選定、搬送先への被害情報の提供、トリアージの実施等について、医療機関と緊密な連携のとれた活動を行う。

(8) 安全の確保

ア 市長は、消火活動及び救助・救急活動等を行う要員に対し、二次被害を生じることがないように、国対策本部及び県対策本部からの情報を市対策本部に集約し、全ての最新情報を提供するとともに、警察等との連携した活動体制を確立するなど、安全の確保のための必要な措置を行う。

イ 市長は、必要により現地に職員を派遣し、消防機関、県警察、海上保安部、自衛隊等と情報の共有、連絡調整にあたらせるとともに、市対策本部との連絡を確保させるなど安全の確保のための必要な措置を行う。

ウ 被災地以外の市長は、知事又は消防庁長官から消防の応援等の指示を受けたときは、武力攻撃の状況及び予測される武力攻撃災害の状況、災害の種別、防護可能な設備、必要な資機材、薬剤等に関する情報を収集するとともに、出動する要員に対し情報の提供及び支援を行う。

エ 消防団は、施設・装備・資機材及び通常の活動体制等を考慮し、災害現場において、消防署職員等と連携しつつ、消防活動の支援を行う。

この際、団員に危険が及ばない範囲に限定した活動を行うものとする。
オ 市長及び消防署長等は、現場で活動する消防職員、消防団員等に対し、必ず特殊標章等を交付し、着用させるものとする。

第8章 被災情報の収集及び報告

市は、被災情報を収集するとともに、知事に報告することとされていることから被災情報の収集及び報告に当たり必要な事項について、以下のとおり定める。

1 被災情報の収集

- (1) 市は、電話、市防災行政無線（固定・移動系）その他の通信手段等により、武力攻撃災害が発生した日時及び場所又は地域、発生した武力攻撃災害の状況の概要、人的及び物的被害の状況等の被災情報について収集する。
- (2) 市は、情報収集に当り、消防機関、警察、海上保安部等との連絡を密にするとともに、特に消防団等の機動的な情報収集活動を行うため、必要に応じ消防車両等を活用した情報の収集を行う。

2 被災情報の報告・通報

- (1) 市は、被災情報の収集によって得た情報を県及び消防庁に対し火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日付け消防災第267号消防庁長官通知）に基づき、電子メール、FAX等により直ちに被災情報の第一報を報告する。
また、併せて市対策本部内及び関係各機関等に対して被災情報を通報する。
- (2) 市は、第一報を消防庁に報告した後も、随時被災情報の収集に努めるとともに、収集した情報についてあらかじめ定めた様式に従い、電子メール、FAX等により県が指定する時間に県に対し報告する。
なお、新たに重大な被害が発生した場合など、市長が必要と判断した場合には、直ちに、火災・災害等即報要領に基づき、県及び消防庁に報告する。

第9章 保健衛生の確保その他の措置

市は、避難所等の保健衛生の確保を図り、武力攻撃災害により発生した廃棄物の処理を適切かつ迅速に行うことが重要であることから、保健衛生の確保その他の措置に必要な事項について、以下のとおり定める。

1 保健衛生の確保

市は、避難先地域における避難住民等についての状況を把握し、その状況に応じて、地域防災計画に準じて、次に掲げる措置を実施する。

(1) 保健衛生対策

市は、避難先地域において県等と連携し、医師等保健医療関係者による健康相談、指導等を実施する。この場合において、高齢者、障がい者その他要配慮者等の心身双方の健康状態には特段の配慮を行う。

(2) 防疫対策

市は、避難住民等が生活環境の悪化、病原体に対する抵抗力低下による感染症等の発生を防ぐため県等と連携し、感染症予防のための啓発、健康診断及び消毒等の措置を実施する。

(3) 食品衛生確保対策

市は、避難先地域における食中毒等を防止するため県等と連携し、食品等の衛生確保のための措置を実施する。

(4) 飲料水衛生確保対策

ア 市は、避難先地域における感染症等を防止するため県等と連携し、飲料水の確保、飲料水の衛生確保のための措置及び飲料水に関して保健衛生上留意すべき事項等について、住民に情報提供を実施する。

イ 市は、地域防災計画の定めに基づいて、水道水の供給体制を整備する。

ウ 市は、水道施設の被害状況等の把握を行うとともに、供給能力が不足または不足すると予想される場合については、県に対して水道用水の緊急応援にかかる要請を行う。

(5) 栄養指導対策

市は、避難先地域の住民の健康維持のため、栄養管理、栄養相談及び指導を県等と連携し、実施する。

2 廃棄物の処理

(1) 廃棄物処理の特例

ア 市は、環境大臣が指定する特例地域においては、県と連携し、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく廃棄物処理業の許可を受けていない者に対して、必要に応じ、環境大臣が定める特例基準に定めるところにより、廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行わせる。

イ 市は、前項アにより、廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行う者により、特例基準に適合しない廃棄物の収集、運搬又は処分が行われたことが判明したときは、速やかにその者に対し、期限を定めて廃棄物の収集、運搬又は処分の方法の変更その他の必要な措置を講ずべきことを指示するなど、特例基準に従うよう指導する。

(2) 廃棄物処理対策

ア 市は、地域防災計画の定めに準じて、「災害廃棄物対策指針」（平成30年環境省環境再生・資源循環局災害廃棄物対策課作成）等を参考としつつ、廃棄物処理体制を整備する。

イ 市は、廃棄物関連施設などの被害状況の把握を行うとともに、処理能力が不足する又は不足すると予想される場合については、県に対して他の市町との応援等にかかる要請を行う。

第10章 国民生活の安定に関する措置

市は、武力攻撃事態等の発生段階において、水や生活関連物資等の安定的な供給等を実施するため県等と連携しつつ、国民生活の安定に関する措置について、以下のとおり定める。

1 生活関連物資等の価格安定

市は、武力攻撃事態等において、物価の安定を図り、国民生活との関連性が高い物資若しくは役務又は国民経済上重要な物資若しくは役務（以下「生活関連物資等」という。）の適切な供給を図るとともに、価格の高騰や買占め及び売惜しみを防止するために県等の関係機関が実施する措置に協力する。

2 避難住民等の生活安定等

(1) 被災児童生徒等に対する教育

市教育委員会は、県教育委員会と連携し、被災した児童生徒等に対する教育に支障が生じないようにするため、避難先での学習機会の確保、教科書の供給、授業料の減免、被災による生活困窮家庭の児童生徒に対する就学援助等を行うとともに、避難住民等が被災地に復帰する際、必要に応じて学校施設等の復旧等を関係機関と連携し、適切な措置を講ずる。

(2) 公的徴収金の減免等

市は、避難住民等の負担軽減のため、法律及び条例の定めるところにより、県と連携し、市税に関する申告、申請及び請求等の書類、納付又は納入に関する期間の延期並びに市税(延滞金を含む)の徴収猶予及び減免の措置を災害の状況に応じて実施する。

3 生活基盤等の確保

(1) 水の安定的な供給

水道事業者、工業用水道事業者として市は、消毒その他衛生上の措置、被害状況に応じた送水停止、武力攻撃事態等においても水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置等を講ずる。

(2) 公共的施設の適切な管理

道路の管理者として市は、当該公共的施設を適切に管理する。

第 1 1 章 特殊標章等の交付及び管理

市は、ジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書に規定する特殊標章及び身分証明書（以下「特殊標章等」という。）を交付及び管理することとなるため、これらの標章等の適切な交付及び管理に必要な事項について、以下のとおり定める。

1 特殊標章等の意義について

1949年8月12日のジュネーヴ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（第一追加議定書）において規定される国際的な特殊標章等は、国民保護措置に係る職務、業務又は協力（以下この章において「職務等」という。）を行う者及びこれらの者が行う職務等に使用される場所若しくは車両、船舶、航空機等（以下この章において「場所等」という。）を識別するために使用することができ、それらは、ジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書の規定に従って保護される。

2 特殊標章等

- (1) 特殊標章
第一追加議定書第66条3に規定される国際的な特殊標章
- (2) 身分証明書
第一追加議定書第66条3に規定される身分証明書
- (3) 識別対象
国民保護措置に係る職務等を行う者、国民保護措置に係る協力等のために使用される場所等

3 特殊標章等の交付及び管理

市長は、「赤十字標章等及び特殊標章等に係る事務の運用に関するガイドライン（平成17年8月2日閣副安危第321号内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）付内閣参事官（事態法制担当）通知）」に基づき作成した「大村市の特殊標章及び身分証明書に関する交付要綱」により、以下に示す職員等に対して、特殊標章等を交付及び使用させる。

市長が交付及び使用させる対象者	
1	市の職員で国民保護措置に係る職務を行う者
2	消防団長及び消防団員
3	市長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
4	市長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

4 特殊標章等に係る普及啓発

市は、国、県及びその他関係機関と協力しつつ、特殊標章等及び赤十字標章等の使用の意義及びその使用に当たっての濫用防止について、教育や学習の場などの様々な機会を通じて啓発に努める。